

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B郡所在の会社C（以下「事業場」という。）に雇用され、工員として、家畜の飼料を入れる袋（フレコンパック）の洗濯作業等に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月の事業場の大掃除の際、乾燥室内と乾燥機のヒーターを掃除し、第二工場内の床のペンキ塗りを行ったが、その後徐々に体調が悪くなり、平成〇年〇月〇日実施の健康診断では心拡大を指摘され、同年〇月頃から咳や呼吸が苦しくなるなどの症状が出現した。

請求人は同年〇月〇日と同月〇日にD内科医院に受診したが症状が改善しないため、同年〇月〇日、E病院に受診し「感染性心筋炎、マイコプラズマ感染症」と診断され、同日より、入院加療を受けた。その後、平成〇年〇月〇日にF病院に転医し、心筋生検等の所見により同年〇月〇日に「真菌性（アスペルギルス性）心筋炎」（以下「本件疾病」という。）と診断され、加療を継続した。

請求人は、事業場での作業中にアスペルギルス菌を吸入したことにより本件疾病を発症したとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、事業場の作業環境からはアスペルギルス菌は確認できず、感染源及び感染経路も特定できないため、本件疾病は業務上の疾病であるとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 本件疾病の原因菌については、心筋組織から真菌が同定されていることから真菌であることは確実であるが生検における心筋組織、心膜腔液及び血液培養において同定されておらず、確定できない。しかしながら、G医師が意見書で述べているように、血中アスペルギルス抗体値の上昇及び抗真菌薬の治療による低下が認められ、心筋において検出された真菌がアスペルギルスであっても不合理ではないとされていることに鑑みて、アスペルギルスを原因菌とする同医師の判断は妥当であると認められる。

発病時期について、当審査会としては、症状の経過及び上記医証から判断するとG医師の推定した平成〇年〇月〇日頃が妥当と認める。

(2) アスペルギルス菌の感染源及び感染経路については、請求人が事業場で扱っていた袋から同定が出来なかったことに加え、アスペルギルスは常在菌であり請求人の作業をしていた事業場にのみ特異的に存在する真菌ではないため、不明といわざるをえない。

(3) したがって、本件疾病は業務上の疾病の範囲を定めている労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第35条及び同施行規則別表1の2第6号

に掲げる「細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病」の対象疾患である可能性は認められるが、業務上感染したことが明らかではないため、本件疾病が業務上の事由により発症したものであるとは認められない。

(4) なお、請求人は、平成○年○月○日付け陳述書において、本件疾病発症6か月以前から12か月以前の間の過重労働が本件疾病発症に関与した旨、主張しているが、確かに請求人の給与明細書から、請求人が同時期に過重労働に従事していたことは認められるものの、それが本件疾病と相当因果関係があることを示す客観的根拠は認められず、本件の結論を左右しない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。